

古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館

2011.5

第40号

当館閲覧室にて「公文書館収蔵資料にみる鹿角・小坂」展示中。明治五年（一八七二）から平成十四年（二〇〇二）に至る絵図や公文書の一部を展示しています。どうぞご覧下さい。

公文書館講座のご案内

泳ぐな！ はいるな！ ぐるな！

「町触控」より

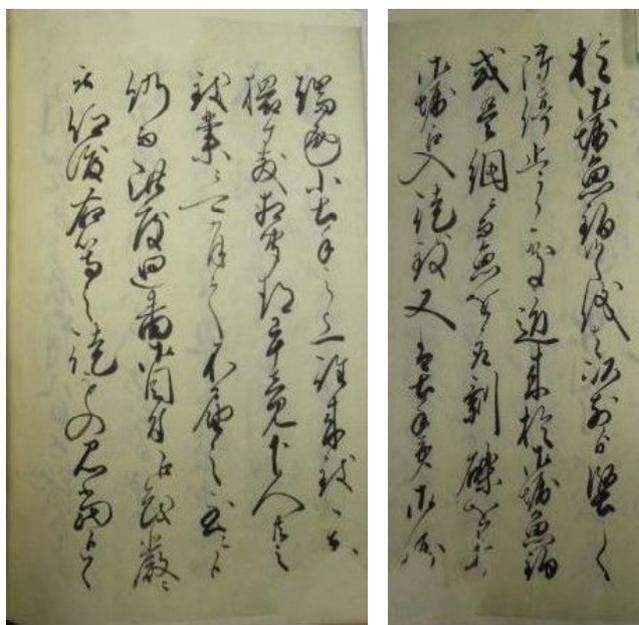
当館が所蔵する「町触控」（A三一七―五七―二）は、明和七年（一七七〇）から明治二年（一八六九）に至る秋田藩が城下やその他領内の各所に命じた法令集成です。城下および在郷給人を対象とした御触書留を中心とし、ほかに町奉行支配の町人や郡方支配の農村への御触書留が含まれています。

財政を含めた藩の施策や改革についてのものが多い中で、写真のような町触も目をひきます。以前より禁止していたお堀での釣りが止まらず、近年は網などを使つての漁を行ったり、お堀やお堀の土手を往来する者がいるので取り締まりを強化するという内容です。

（2011年5月）この後も似たような町触は何度か出され、その行為も「洗物」・「水遊」・「塵芥捨」などエスカレートしています。

号 このほかにも、夜中に集まって相撲をとったり、内町で夜中笛・太鼓を鳴らし騒ぎ立てる不届き者がいることが「町触控」からわかり、当時の世相を知ることができます。

「町触控」は、秋田藩の政治や当時の人々の生活を知りうる魅力的な古文書です。



明和九年辰五月八日被仰渡

（翻刻文）

於御堀魚釣候儀者以前より堅く御停止ニ候処、近來於御堀魚釣、或は網ニ而魚を取、剩礫を打、御堀江入徒致、又者土手并御堀端通小土手之上往来致候者、猥々數相聞得、（後略）



「町触控」は全三十冊で構成されていますが、ほかに五冊の「町触控目録」（A三一七―五七―一）があります。当館の資料はどなたでもご利用できます。直接手にとってご覧下さい。

（太田 研）

秋田県公文書館では、所蔵する行政文書や古文書を活用した次の3つのコースからなる「公文書館講座」を実施します。

はじめて古文書を学ぶ方対象の「古文書入門コース」は、公文書館の古文書を読むガイドに始まり、絵図や系図の見方・読み方、「国典類抄」「町触控」など秋田藩の記録、最後に応用として「北家御日記」を読み、古文書の基礎知識や解読の初歩を学びます。

古文書を読んだことがある方、現在勉強している方、地域で活動している方には、一歩進んで「古文書解読コース」がお勧めです。藩政史研究の基本となる「国典類抄」・「御龜鑑」はもちろん、「岡本元朝日記」・「宇都宮孟綱日記」・「東堤上書」ほか、宝暦銀札事件に関する古文書も使用し、解読の知識や方法をより深めるとともに歴史的背景を考えます。

また、歴史資料や公文書館の諸活動に対し興味・関心がある方には、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めることを目的とした「アーカイブズコース」があります。昨年度に引き続き戦国時代の秋田についての解説のほか、「県政映画」から見る秋田の世相、今年度の企画展から電気みる秋田の近代化、そして、今年三月に目録刊行された佐竹文庫の魅力について紹介します。

受付開始は六月九日（木）からです。詳しい内容は当館ホームページまたは当館に直接お問い合わせください。

古文書こぼればなし

古文書が記す藩政期秋田の地震災害

— 文化七年の男鹿地震のことも —

東日本が未曾有とも云われる凄まじい地殻変動に襲われてから早二ヶ月、地震・津波・原発事故に翻弄されつつも人間らしい生活の復活に向けた息長い取り組みが始まった。古来日本は地震列島であり、地震とわたしたちとの付き合いは古くて長い。

江戸時代の秋田に絞ってみても、正保元年（一六四四）の本荘地震、元禄七年（一六九四）の能代地震、文化元年（一八〇四）の象潟地震、そして文化七年（一八一〇）の男鹿地震と、四回も大地震に見舞われている。

能代地震は、それまで野代と記されていたこの地の地名を能く代る、すなわち能代と書き改める契機となったといわれ、地震を忌み嫌う当時の人々の気持ちを示す興味深い故事として伝わり、図上にこの時の八郎潟の隆起を記した六郡絵図も残っている。秋田での地震による隆起と言えば、象潟地震がその最たるもの。松尾芭蕉が『奥の細道』で松島と対比して絶賛した海に浮かぶ島々が織り成す景勝地を、陸地に一変号させてしまったのだから自然の威力は計り知れない。このたびの大震災で松島の被災状況がそう酷くなかったらしいとの情報は、激甚中とは申せ、しばし心を鎮めてくれた。

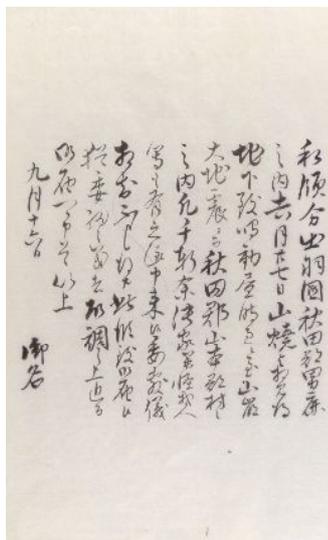
古文書倶楽部

文化の男鹿地震

ところで秋田の地震を近代にまで引つ張ってくれば、被災は男鹿地域が比較的多い。昭和の二回の震災、とりわけ日本海中部地震における津波の被害は今なお記憶に刻

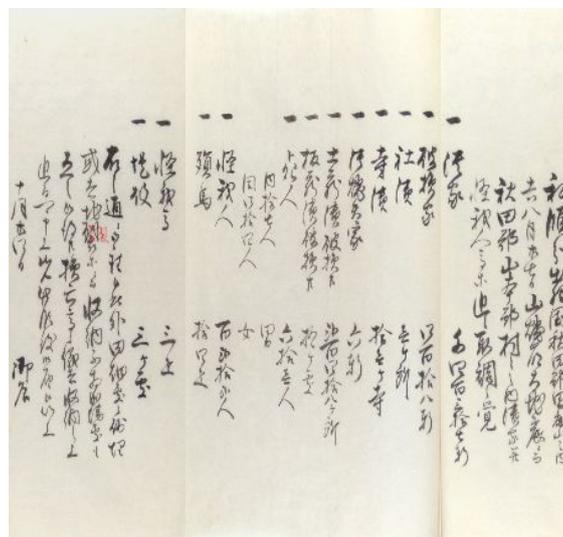
印されているが、本紙は「古文書倶楽部」ゆえ、文化七年の地震に焦点を絞る。この地震について知る手掛かりは秋田藩編の『御亀鑑』、秋田県編の『昭和十四年男鹿地方震災誌』の前段部分と、たまたま震災時に男鹿にいた菅江真澄が記した「牡鹿の寒かぜ」などであり、この災害における藩の対応は「伊豆園茶話」収録の第九代藩主佐竹義和の御自筆写などから読み取ることができる。

地震の予兆 『震災誌』によれば吟味役安藤又兵衛調査団が藩に出した報告として、湖水の色の変化が激しく、多数の鰯が死んで浮くようになった八郎潟の異常が予兆として記されている。



『御亀鑑』江府 66

地震の始まり 群発地震が八月十六日より始まり、本震に襲われたのが二十七日である。同報告によれば、「一震来るや否や立てるものは倒れ、起きるものは転ぶ。家は潰れ、親は子を顧みることあたわず、子は親を救うあたわざるはこの時の勢いなり（中略）さて山野にあり候もの一時に飛び倒され、田中におり候ものは転げて泥にまみれ、山はめりめり鳴り渡り、あるいは崩れ、あるいは樹木相合うさまは恐ろしくとも云わんかたなし（後略）」という有り様であった。



『御亀鑑』江府 66

藩の対応 ここから『御亀鑑』の出番である。同書によれば、この変事は直ちに江戸在府中の九代藩主義和に急報され、九月十六日御用番老中土井大炊頭へ届けられた。その内容は「私領分出羽国秋田郡男鹿之内去月二十七日山焼と相見得地下致鳴動昼時過二至山崩大地震二而秋田郡山本郡村々之内凡千軒余潰家並怪我人等も有之趣申来候」というもので、「委細之義は取調之上追而御届」するとしている。

さて、御用番老中松平伊豆守に委細が届けられたのは十月二十四日。潰家一四三七軒、死人六一人である。藩主はこの惨状に直書を下し「承りてより昼夜地震の既心ににはなれず、何にも手につき申さず相暮し候」と嘆き悲しみの心を伝え、藩の郡方の指示のもとに怪我人には薬用人参が下付された。藩主と領民を一体化させる郡方が機能しているこの地震対策からは、「仁政の実現」を掲げて藩政改革に取り組み、名君とも称される佐竹義和の施政方針の一端をうかがい知ることができよう。（渡部紘一）